

2021 年 3 月 19 日
日 本 銀 行

「貸出促進付利制度基本要領」の制定等について

日本銀行は、令和3年3月18・19日の政策委員会・金融政策決定会合において、より効果的で持続的な金融緩和を実施していく観点から、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

記

1. 「貸出促進付利制度基本要領」を別紙1のとおり制定すること。
2. 「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション基本要領」（令和2年3月16日決定）を別紙2のとおり一部改正すること。
3. 「補完当座預金制度基本要領」（平成28年1月29日決定）を別紙3のとおり一部改正すること。
4. 「補完当座預金制度の利息の計算方法におけるマネー・リザーブ・ファンドに関する特則」（平成28年3月15日決定）を別紙4のとおり一部改正すること。
5. 「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」（平成25年4月4日決定）を別紙5のとおり一部改正すること。
6. 「設備投資および人材投資に積極的に取り組んでいる企業を支援するための指数連動型上場投資信託受益権買入等に関する特則」（平成28年3月15日決定）を別紙6のとおり一部改正すること。
7. 日本銀行法（平成9年法律第89号）第43条第1項ただし書きおよび同法第61条の2の規定に基づき、別紙7および別紙8のとおり財務大臣および金融庁長官に認可を申請すること。

以 上

<本件照会先>

(1. から 4. までについて)

企 画 局 矢野・和田 (03-3277-2877)

(5. から 7. までについて)

企 画 局 矢野・引馬 (03-3277-2877)

貸出促進付利制度基本要領

1. 趣旨

この基本要領は、民間金融機関の貸出等の取り組みをさらに促進する観点から、こうした取り組みを支援するために本行が行う貸付に応じた当座預金に対して行う付利に関する基本的事項を定めるものとする。

2. 対象先

以下のいずれかの貸付の貸付対象先のうち、対象先とすることが適当でないと認められる特段の事情がない先とする。

- (1) 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」（平成22年6月15日付政委第51号別紙1.）に基づく貸付（円建てのものに限る。以下同じ。）（以下「成長基盤強化支援資金供給」という。）
- (2) 「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給基本要領」（平成24年12月20日付政委第107号別紙2.）に基づく貸付（以下「貸出増加支援資金供給」という。）
- (3) 「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション基本要領」（令和2年3月16日付政委第12号別紙1.。以下「新型コロナ対応金融支援特別オペ基本要領」という。）に基づく貸付（以下「新型コロナ対応金融支援特別オペ」という。）
- (4) 「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」（令和2年3月16日付政委第14号別紙3.）に基づく貸付（以下「被災地金融機関支援オペ」という。）

3. 付利対象金額および適用利率

次の各号の別に当該各号に掲げるとおりとする。

(1) カテゴリーⅠ

付利を行う積み期間（準備預金制度に関する法律（昭和32年法律第135号。以下「法」という。）第7条第3項に規定する1月間をいう。以下「付利対象積み期間」という。）における当座預金の平均残高から法第2条第2項に定める法定準備預金額（以下「法定準備預金額」という。）を減じた金額（零を下回る場合を除く。）のうち、当該積み期間中の毎日における新型コロナ対応金融支援特別オペにかかる借入れの残高と別に定める時点における新型コロナ対応金融支援特別オペ基本要領8.（2）ロ.に規定する金額（系統中央機関（信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会および農林中央金庫をいう。以下同じ。）の場合は、その会員である金融機関から「系統中央機関の会員である金融機関による新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの利用に関する特則」（令和2年4月27日付政委第26号別紙1.）1.（2）により報告を受けた金額（以下「会員金融機関分」という。）を加えた金額）の小さい方の金額の当該積み期間における平均の金額に満つるまでの金額（以下「カテゴリーⅠ対象金額」という。）を対象に、年0.2%の付利を行う。

(2) カテゴリーⅡ

付利対象積み期間における当座預金の平均残高から法定準備預金額およびカテゴリーⅠ対象金額を減じた金額（零を下回る場合を除く。）のうち、当該積み期間中の毎日における新型コロナ対応金融支援特別オペにかかる借入れの残高から別に定める時点における新型コロナ対応金融支援特別オペ基本要領8.（2）ロ.に規定する金額（系統中央機関の場合は、会員金融機関分を加えた金額）を控除した金額（零を下回る場合は零とする。）の当該積み期間における平均の金額に満つるまでの金額（以下「カテゴリーⅡ対象金額」という。）を対象に、

年 0.1 % の付利を行う。

(3) カテゴリーⅢ

付利対象積み期間における当座預金の平均残高から法定準備預金額、カテゴリーⅠ対象金額およびカテゴリーⅡ対象金額を減じた金額（零を下回る場合を除く。）のうち、当該積み期間中の毎日における次のイ. からハ. までに掲げる各貸付にかかる借入れの残高の当該積み期間における平均の金額の合計金額に満つるまでの金額を対象に、年 0 % の付利を行う。

イ. 成長基盤強化支援資金供給

ロ. 貸出増加支援資金供給

ハ. 被災地金融機関支援オペ

4. 利息の計算方法

各対象先について、付利対象積み期間ごとに、3. に定める付利対象金額および適用利率に基づき利息を計算する。

5. 特例的取扱い

本行は、金融調節の円滑な遂行の観点から実務上必要と認める場合には、本制度の趣旨に沿って、2. から 4. までに規定する取扱いと異なる取扱いを行うことができる。

(附則)

1. この基本要領は、本日から実施し、令和 3 年 4 月 16 日を起算日とする積み期間における利息の計算から適用することとする。
2. カテゴリーⅢに掲げる貸付には、廃止前の「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」（平成 23 年 4 月 28 日付政委第 36 号別紙 1.）に基づく貸付および「平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーショ

ン基本要領」（平成２８年４月２８日付政委第４４号別紙１．）に基づく貸付の全ての返済期日が到来するまでの間、それぞれの貸付を含める取扱いとする。

「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション基本要領」 中
一部改正

- 12. を削る。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。ただし、令和3年4月15日以前の日を起算日とする積み期間における利息の計算については、なお従前の例による。

「補完当座預金制度基本要領」 中一部改正

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 適用利率

(1) }
(2) } 略（不変）

(3) 付利対象積み期間における対象預金の平均残高から、法定準備預金額および（2）の金額を減じた金額（零を下回る場合を除く。）のうち、次のイ. からハ. までの合計金額からニ. の金額を控除した金額に満つるまでの金額については、年 0 % とする。

イ. 基準平均残高に別に定める一定比率（零以上とする。以下「基準比率」という。）を乗じた金額

ロ. 略（不変）

ハ. ロ. の残高のうち、平成 28 年 3 月末における「貸出支援基金運営基本要領」および廃止前の「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」（平成 23 年 4 月 28 日付政委第 36 号別紙 1. ）に基づく借入れの合計残高を上回る金額に別に定める一定比率（基準比率が零より大きい場合には 1 とし、基準比率が零の場合には零以上 1 以下とする。以下「加算比率」という。）を乗じた金額

ニ. 付利対象積み期間より前の別に定める積み期間の全てにおいて、イ. からハ. までの合計金額が（3）の金額を大きく上回ったと日本銀行が認める場合その他日本銀行が適当と認める場合には、日本銀行が定める金額

(4) 略（不変）

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 基準比率および加算比率の見直し

(1) ~~4. (3) イ.~~に定める基準比率および加算比率は、当初は0とし、~~その後は原則として3~~1積み期間ごとに、短期金融市場における取引の動向を踏まえつつ、概ね、対象先全体の対象預金の残高の増減に応じて対象先全体の4. (3)に定める金額が増減するよう、適宜見直すものとする。

(2) 日本銀行は、基準比率および加算比率を見直した場合には、適宜の方法により公表するものとする。

(附則)

この一部改正は、本日から実施し、4. (3) イ. およびハ. にかかる一部改正は、令和3年4月16日を起算日とする積み期間における利息の計算から適用し、4. (3) 柱書およびニ. にかかる一部改正は、総裁が別に定める日を起算日とする積み期間における利息の計算から適用することとする。

「補完当座預金制度の利息の計算方法におけるマネー・リザーブ・ファンドに関する特則」 中一部改正

○ 題名を「補完当座預金制度の利息の計算方法におけるマネー・リザーブ・ファンド等に関する特則」に改める。

○ 1. を横線のとおり改める。

1. 趣旨

「補完当座預金制度基本要領」（平成28年1月29日付政委第9号別紙1.。以下「基本要領」という。）5. に規定する利息の計算方法については、マネー・リザーブ・ファンドが有する証券取引における決済機能および補完当座預金制度における対象先の対象預金の残高の動向に鑑み、基本要領によるほか、当分の間、この特則に定めるとおりとする。

○ 2. を横線のとおり改める。

2. 利息の計算方法

次の（1）および（2）の金額を基本要領4.（3）に定める合計金額に加えるものとする。

（1） マネー・リザーブ・ファンドを受託している対象先（再信託等が行われている場合には再信託等の対象となっている先）については、次の~~（1）イ.~~ または~~（2）ロ.~~ の、いずれか小さい方の金額を基本要領4. ~~（3）~~ に定める合計金額に加えるものとする。

~~（1）イ.~~ 基準期間におけるマネー・リザーブ・ファンドの受託残高

に相当する金額

~~（2）ロ．~~ 付利対象積み期間におけるマネー・リザーブ・ファンドの
受託残高に相当する金額

（2）平成28年2月16日を起算日とする積み期間から令和元年12
月16日を起算日とする積み期間までの期間（以下「参照期間」と
いう。）における対象預金の平均残高から基本要領4．（3）ハ．
に定める金額を控除した金額のうち、基準平均残高の3倍の金額を
上回る金額に3分の1を乗じた金額（ただし、参照期間における基
本要領4．（2）に定める金額が基本要領4．（4）に定める金額
以上となった対象先および基準期間における対象預金が存在しない
対象先は零とする。）

（附則）

この一部改正は、本日から実施し、総裁が別に定める日を起算日とする
積み期間における利息の計算から適用することとする。

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」 中一部改正

- 3. を横線のとおり改める。

3. 買入対象

国内の金融商品取引所（以下「金融商品取引所」という。）に上場されている指数連動型上場投資信託受益権等であつて、次に掲げる要件をすべて満たすもののうち、買入対象とすることが適当でないと認められる特段の事情がないものとする。

（１）指数連動型上場投資信託受益権にあつては、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）、~~日経平均株価（日経２２５）またはＪＰＸ日経インデックス４００（ＪＰＸ日経４００）~~に連動するよう運用されるものであること

（２）略（不変）

- 4. を横線のとおり改める。

4. 買入方式

（１）
（２）
} 略（不変）

（３）指数連動型上場投資信託受益権等の買入は、~~市場の状況に応じ、~~
本行が定める基準に従つて、必要に応じて、受託者に進捗を行わ
せるものとする。

- 6. を横線のとおり改める。

6. 買入限度額

(1) 指数連動型上場投資信託受益権にあつては、銘柄別の買入限度は、
本行による買入れが当該銘柄毎の市中流通残高および当該銘柄が連
動するよう運用される指数の対象範囲等を勘案に概ね比例して行わ
れるよう本行が別に定める上限とする。

(2) 略（不変）

○ 附則中 2. を横線のとおり改める。

2. 4. (3) に定める基準その他この基本要領の実施にあたり必要とな
る事項については、総裁が定める。また、総裁は、この基本要領に基づ
く買入れが必要になったと認める場合には、直ちに政策委員会の委員に
報告するものとする。

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

「設備投資および人材投資に積極的に取り組んでいる企業を支援するための
指数連動型上場投資信託受益権買入等に関する特則」 中一部改正

○ 2. を横線のとおり改める。

2. 買入対象

国内の金融商品取引所（以下「金融商品取引所」という。）に上場されている指数連動型上場投資信託受益権であって、次のいずれかに該当する本行が別紙1に定める基準に基づき適格とする指数に連動するよう運用される銘柄であって別紙2に定める基準を満たすもののうち、買入対象とすることが適当でないと認められる特段の事情がないものとする。

- ~~（1）本行が別紙1に定める基準に基づき適格とする指数に連動するよう運用される銘柄であって別紙2に定める基準を満たすもの~~
- ~~（2）JPX日経インデックス400（JPX日経400）に連動するよう運用されるもの~~

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 買入額

- ~~（1）2.（1）に該当する指数連動型上場投資信託受益権については、銘柄毎に、原則として時価総額の2分の1の範囲内で買入を行うものとする。~~
- ~~（2）2.（2）に該当する指数連動型上場投資信託受益権については、この特則に定める指数連動型上場投資信託受益権の買入予定額のうち、（1）により買入を行う金額を差し引いた金額まで買入を行うものとする。~~

(~~3~~2) この特則に基づく買入れは、概ね均等のペースで行われるように運営するものし、買入れの上限は、年間3,000億円程度、毎営業日12億円程度とする。

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 選定手続等

本行は、2. ~~-(1)-~~に定める指数について、別に定めるところにより申出を受け、審査を行うものとする。適格とする指数については、公表する。

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

(財務大臣宛認可申請書)

政第 号

令和 3 年 3 月 日

財務大臣 麻生 太郎 殿

日本銀行総裁 黒田 東彦

指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱の一部変更に関する件

より効果的で持続的な指数連動型上場投資信託受益権等の買入れを実現する観点から、平成 22 年 10 月 28 日付財理第 4641 号・金総第 3907 号認可に基づいて行う指数連動型上場投資信託受益権等の買入れ等の要綱を別紙のとおり一部変更することと致したく、政策委員会の議決を経て、日本銀行法第 43 条第 1 項ただし書きの規定に基づき、認可申請致します。

以 上

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱」 中一部変更

- 5. を横線のとおり改める。

5. 買入限度額等

(1) 指数連動型上場投資信託受益権の買入れは、本行の保有残高が、年間約~~6~~12兆円に相当するペースでまで増加するよう行い得るものとする。ただし、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から本行が銘柄別の上限を別に定める場合には、これを買入限度とする。

(2) 不動産投資法人投資口の買入れは、本行の保有残高が、年間約~~900~~1,800億円に相当するペースでまで増加するよう行い得るものとする。ただし、銘柄別の買入限度は、当該銘柄の発行済投資口の総数の10%とする。また、発行済投資口の総数の10%を超えない場合であっても、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から本行が銘柄別の上限を別に定める場合には、これを買入限度とする。

(3) 略（不変）

~~—(4)— (1) 本文および (2) 本文の規定にかかわらず、当面、指数連動型上場投資信託受益権および不動産投資法人投資口の買入れは、それぞれ年間約 12 兆円、年間約 1,800 億円に相当するペースまで増加するよう行い得るものとする。~~

(金融庁長官宛認可申請書)

政第 号

令和 3 年 3 月 日

金融庁長官 氷見野 良三 殿

日本銀行総裁 黒田 東彦

指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱の一部変更に関する件

より効果的で持続的な指数連動型上場投資信託受益権等の買入れを実現する観点から、平成 22 年 10 月 28 日付財理第 4641 号・金総第 3907 号認可に基づいて行う指数連動型上場投資信託受益権等の買入れ等の要綱を別紙のとおり一部変更することと致したく、政策委員会の議決を経て、日本銀行法第 43 条第 1 項ただし書きおよび同法第 61 条の 2 の規定に基づき、認可申請致します。

以 上

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱」中一部変更

- 5. を横線のとおり改める。

5. 買入限度額等

(1) 指数連動型上場投資信託受益権の買入れは、本行の保有残高が、年間約~~6~~12兆円に相当するペースでまで増加するよう行い得るものとする。ただし、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から本行が銘柄別の上限を別に定める場合には、これを買入限度とする。

(2) 不動産投資法人投資口の買入れは、本行の保有残高が、年間約~~900~~1,800億円に相当するペースでまで増加するよう行い得るものとする。ただし、銘柄別の買入限度は、当該銘柄の発行済投資口の総数の10%とする。また、発行済投資口の総数の10%を超えない場合であっても、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から本行が銘柄別の上限を別に定める場合には、これを買入限度とする。

(3) 略（不変）

~~—(4)— (1) 本文および (2) 本文の規定にかかわらず、当面、指数連動型上場投資信託受益権および不動産投資法人投資口の買入れは、それぞれ年間約 12 兆円、年間約 1,800 億円に相当するペースまで増加するよう行い得るものとする。~~